

江戸幕府目付の監察について

——史料紹介を中心に——

本 間 修 平

はじめに

- 一 上野御宮修復御用に関わる上申書
 - 二 上野御宮五重塔修復御用に関わる上申書
 - 三 城内の保守管理に関わる上申書
 - 四 出来栄見分の人選に関わる上申書
- おわりに

はじめに

江戸幕府に置かれた役職のひとつである目付は、政務において関係するところが少なくなく、それだけに才幹が求められるポストであるといわれる⁽¹⁾。本稿はその目付の執務に関する史料を紹介しようというものである。

江戸幕府目付の監察について（本間）

四九九

目付の概要に関しては、木村芥舟氏⁽²⁾やそれをうけた松平太郎氏⁽³⁾らが手際よくまとめておられるところである。その後、寺島莊二氏⁽⁴⁾・近松鴻二氏⁽⁵⁾・水谷三公氏⁽⁶⁾・荒木裕行氏⁽⁷⁾・辻まゆみ氏⁽⁸⁾らがすぐれた研究を発表され、目付制度の解明が大きく進められた⁽⁹⁾。

しかしながら、目付に関してはまだ十分には究明されていない部分も残されているように思われる。ことに実態については知られていないことも多いといえよう。たとえば、本番は目付の通常業務の中核ともいえる掛りであるが、日々どのような仕事をしていたのかについては判然としないところがあるといつてよい。また、目付は評定官だといわれるが⁽¹¹⁾、どのようなことが評議の対象となったのかや、その答申が幕政にどのような影響を及ぼしたのかなどの実態解明はさほど進展していないというのが現状であろう⁽¹²⁾。

それのみならず、監察こそが目付の本来業務であるとされているのであるが、これについても事例をあげて実態に迫った考察はあまり多くはないといつてよいように思われる⁽¹⁴⁾。こうした状況に鑑み、本稿は、東北大学附属図書館狩野文庫に所蔵されている新見記録のなかの『寛政七卯年 町方掛自分申上候留 十一月』(以下『町方掛自分申上候留』と略記)、および『寛政九巳年 密々自分申上候留 八月』(以下『密々自分申上候留』と略記)に載せられている上申書のいくつかを紹介し、これをもとに監察官としての目付の在り方の一斑を探ろうとするものである。

『町方掛自分申上候留』および『密々自分申上候留』は、新見長門守⁽¹⁶⁾が目付在職中の寛政七(二七九五)年〜同一(二七九九)年にわたつて老中・若年寄へ提出した上申書の控えを記録したものである⁽¹⁷⁾。そこには、評定所における三奉行の執務姿勢⁽¹⁸⁾、町方掛の風聞探索に対する町奉行の妨害⁽¹⁹⁾、あるいは寺社奉行所での裁判の遅延⁽²⁰⁾などをはじめ、役人の非違を糾察する上申書が多く残されており、監察官としての目付の実態を窺ううえで貴重な史料といえる。

これら両史料に載せられている上申書のなかには、幕府の営繕工事に關し新見長門守が糺弾したものがいくつか含まれている。本稿ではそれらを紹介することにした。営繕工事は金銭の支出を伴うものであるから、幕政のうえからみて監視の必要が高い分野のひとつだといえるが、それだけに、これに目付がどこまで踏み込んで監視し糺弾していたのか、あるいは何ができなかったのかを検討することにより、目付の監察機能の実態をある程度浮かび上がらせることができるのではないかと思われるからである。また、これらの史料は、目付制度を究明するものであるばかりでなく、同時に江戸幕府の営繕工事に携わる諸役人の仕事ぶりを垣間見ることができるところでもある。

一 上野御宮修復御用に関わる上申書

新見長門守は寛政八（一七九六）年四月二十八日に「上野御宮御修復御用懸」に任命された。⁽²²⁾ この業務に關連して、新見長門守は二通の上申書を提出しているので、それを紹介したい。まず最初に紹介するのは、寛政八（一七九六）年六月一〇日に老中松平伊豆守に提出された上申書⁽²³⁾である。

【史料一】

当時上野御宮御修復御場所御取締も宜、格別申上候程之義無御座候得共、少々宛之申分左ニ申上候、

一日々諸職人出方之義兎角朝揃遅御座候間、主役江度々申談候、一体之極朝五時取懸夕七時迄仕事仕、右之内朝四時休線香一本を二ツに折一ツたち候間相休せ、昼食事之節休線香一本丈、夕八時休朝四時之通り仕候、然処

朝取懸之義随分七話仕候而も、続候而急度五時ニ取懸候様ニ者相成兼申候、先ハ五半時前、殊ニより五半時ニ相成候義も御座候、少々宛之遲滞ニ者御座候得共、日数を積り候（ハカ）者余程（前カ）余程手後レ之筋ニ相当、其上役所之風義ニ而前方をゆるやかにいたし、物際ニ相成職人も増一度ニ片付候趣兼而承居候間、右体ニ而者目も届不申、日数残少相成候砌ハ自每物かなりに相成、御龜未出来之程無覺束心痛仕候間、長日之内少も諸職共仕事追込候而先をゆるやかに仕度精々申談七話仕候得共、存様届不申候、併當時之振合ニ而ハ先格別之義無御座候、

一 日々職人入高人数書棟梁共分差出候処、書面人数高と実之人数高と相違仕、平均ニ、三十人程宛人数不足仕候、一体日々諸職人揃候得ハ、毎朝腰札人数丈会所分三手支配向改相渡候義御座候間、決而間違候筋無之筈之処、書面ニ而ハ入高宜趣取鋸候書面差出候義、筋合不宜不埒御座候、且又當時文珠樓ニ少々宛之御手入有之、是ハ小普請方定式ニ而仕候義ニ御座候処、御宮之方へ罷出候職人・人足等、此方之腰札を附居文珠樓之仕事仕候間、見留候而相糺候処、全下方之心得違ニ候間、已來急度可申付旨小普請方分相詫候間、其儘差置候処、此間又候同様之義見留、依之再応之義過トハ難申、主役方分申付方等閑ニ相当リ、旁不相濟間可申立ト嚴敷申渡候処、小普請方ニ而も向後之義如何様ニも可申付、此度之義何分差免呉候様強而相願候間、不調法之書面為差出候、右ハ格別之義ニも無之、人数六、七人之義ニ御座候得共、此度之御修復を幸ニ、小屋場内分職人を遣ひ、表向ハ小普請方定式御入用ニ相立候義、筋合甚不宜御座候、若此後聊ニ而も右様之筋有之候ハ、其節ハ少も無用捨申立候心得ニ御座候、

一 御別当行嚴院取計方之義、万事兎角手重ニ相成候様奉存候、尤御宮尊敬之筋分自然手重ニも可相成候得共、御別当心得ニより候而ハ後々乍恐御取扱も六敷成可申哉ニ奉存候、聊之義懸合等ニも、是ハ深秘之義故難相成、

或ハ神慮も難計など、申義申出候、神慮之義杯容易軽々敷可申出筋とも不奉存候、其上縦令神慮と申立候而も、数之内二者於道理如何敷義ハ勿論之義、一々御取用イも有之間敷奉存候、然時ハ御別当之不心得ハ差置、神慮之文字ニ付恐入候義不敬ニも当り何共如何敷ものニ奉存候、得と御別当江御教示被成置候筋も可有御座哉、乍恐愚意申上候、

右等之趣、小事ニ御座候得共、御内々申上置候、御覽方奉願候、以上、

辰六月

新見長門守

右六月十日伊豆守殿江上ル

右史料で新見長門守は上野御宮の修復に関し、取締りもよく、格別申し上げるほどのこともないがと断ったうえで、しかしながら少々意見があるとして、三カ条にわたって問題を列挙している。その第一条では、上野御宮修復御用の作業が規則より遅くにしか始まらないことをまず問題とする。職人が仕事に取りかかるのは規則では五時でなければならぬのに、実際にはその時刻に始まることはなかなかなく、まずは五半時前、ことにより五半時となるような有様だという。つまり、作業が一時間も遅れて始まるという状況で、しかもいくらそれを注意しても改善されないというのである。ここでは、目付の訓示が軽んじられているようにみえる。⁽²⁴⁾

また、同じ第一条では、作業の進め方に問題があるとも指摘している。つまり、最初はゆっくりと作業を進め、期限近くなつて職人の数も増やし一挙に仕上げるというのが「役所之風義」らしいが、このようなことでは監督の目が届かないし、そのうえ期限近くともなれば何事もかなり立て込み、その結果仕事は粗末となるような事態が発生す

るかも知れないというのである。そのため、これとは逆に、仕上げにゆっくりと時間をかけられるように作業を進めさせたいと申し談じ、精々世話しているが、新見長門守のこのような意向は届かず、現場では受け入れられていないと訴えている。⁽²⁵⁾

第二条では、帳簿と実際との食い違い、すなわち経理の不正を二件指摘している。その第一の事例は、棟梁から出される帳簿上の職人の人数と、日々実際に作業している職人の人数とに食い違いがあるというものである。実際に働いている職人の人数は書面上の人数より平均して二、三〇人も少ないという。つまりは経理の不正操作がおこなわれているというわけである。これについて新見長門守は、もつともらしく飾った書面を差し出しているのは悪質で不埒だと強く批難している。ただ、それにも拘わらず、これに關し棟梁を直接糺した様子は、当該上申書ではみられない。帳簿と実際とが食い違っているとする第二の事例は、上野御宮修復御用の職人・人足が本来とは別の仕事、具体的には例えば文殊樓の修復工事に使用されているというものである。つまり、小普請方の定式入用でなければいけない文殊樓の修復工事に上野御宮修復御用の職人・人足を用い、表向きは小普請方定式入用で支払いをしたように装って費用を浮かせているというのである。その人数は六、七人ほどで、さほど大規模なものではないが、これも経理の不正操作にあたるといえよう。

それに気づいた新見長門守が糺したところ、これは配下の過ちであり、以後注意させると小普請方より詫びたのでそのまましておいたという。ところが、それが繰り返されたのである。再度ということになれば、これはもはや過失として見逃すことはできない、このことを上申すると厳しく咎めたところ、小普請方が今後は十分に注意するので今回はどうか許していただきたいと強く願ったため、不調法であったという謝罪の書面を差し出させることで済まし

たのであるが、上野御宮修復御用を利用して小普請方定式入用をごまかそうとしたのは許されることではなく、再度このようなことがあれば用捨なく申し立てるつもりであるとす。

第三条では、新見長門守は上野御宮別当行嚴院の姿勢を批判する。上野御宮修復に関し、行嚴院は、何事についても「手重」、すなわち、新見長門守からみて過剰と思われるような要求を持ち出していたらしい。それも御宮尊崇の念からかも知れないが、このようなことではのちのちに禍根を残さないとはいえないと新見長門守は問題視するのである。しかも行嚴院は「深秘之義」とか「神慮」などという言葉で「懸合」の場で持ち出し、自分の意向を通そうとしたりするが、そもそも「神慮」などは容易に口にすべきではなく、また、「神慮」だと称しても一々それにしたがう必要もなく、「神慮」という言葉にひれ伏すのはかえって不敬にもあたるのであるから、別当行嚴院に得と教示しておく必要があるのではないかと上申ししたのである。

一一 上野御宮五重塔修復御用に関わる上申書

以上が寛政八（一七九六）年六月一〇日に松平伊豆守に提出された上申書の内容であるが、新見長門守は、同年七月五日に同人にあて、さらにもう一通の上申書⁽²⁶⁾を提出している。これは、土井大炊頭が上野御宮に献備した五重塔の修復を、土井大炊頭の嘆願により上野御宮御修復御用懸⁽²⁷⁾があわせて担当することになったことに関連して出されたものである。

上野御宮江土井大炊頭獻備五重塔修復之義、此度御宮御修復懸ニ而手入有之候様仕度旨之願書、先達而御下ケ被成、懸り一同承付返上仕候、依之小普請方ニ而積り申渡^{〔五〕}仕様之義ハ大炊頭方ノ取寄、右仕様を以積り立候処、金^{〔三カ〕}百兩程ニ相成、余り高金故棟梁江一式之積り申付候処、金貳百八十兩ニ積り立、其上を押候而金貳百五十五兩ニ引方取極申候、大炊頭手職人之積り承り候処金百八十兩之由、格別下直ニも候間手職人江申付、手職人を御修復懸り江受取、小普請方手ニ付仕事為仕候得ハ差支候筋も無之候間、右之趣大炊頭家来呼出為談候処、其後罷出申聞候ハ、最初金百八十兩と積り候ハ職人積違ニ而、中々右之通ニ而ハ出来不仕候、積直相願候由ニ而金貳百五十八兩之積り差出申候、其上大炊頭家来申聞候ハ、右之通積立候而も追而増金等相願候も難計御座候間、何れ小普請方ニ而相願度旨大炊頭申聞候段家来申立候、依之大炊頭手職人江此方ニ而猶又可申談候間、小屋場江差出候様申渡、職人罷出候ニ付、委細三手支配向立合、不益之筋或ハ役人小屋等相止させ、右金高之内少シ引候而貳百五十四兩貳分ニ取極候、右ニ付評義仕、手職人江可申付奉存候処、小普請方甚不承チニ而、右様相成候而ハ御修復場所江外職人入候間、双方氣請不宜、口論等も出来可仕義難計段申立候、見越候義ニ者御座候得共、主役ニ而右之通申候を押而ハ難申付筋故、其儘ニ仕、然上ハ此方積り引方出来可申哉と尚諸方へ入札申付候処、最初積りよりも相増候義故入札御免相願候段申立候、畢竟内々之事故申合も有之義と推察仕候得共、致方も無之、最初ハ小普請方見込是非此方へ積り高ニ而も手ニ入候間引方不致趣相聞、内実之処不宜間、風聞承候処、別紙之趣旁如何故、右之含を以主役御勘定奉行江も談、一向此方手を切りて、大炊頭方ニ而為致候方可然奉存、此間御内慮相伺置、右之段申談候処、筑前守（勘定奉行間宮信好）存寄ニ大炊頭江内談

致候上之義と申候間、舍人（小普請奉行松平信行）の談候処、今更手切二而修復と申候者迷惑故何れ頼度旨二付、尚又評義仕候処、是迄度々懸合入念候上之義右体申聞候^{（申）}無彼是小普請方引受可然旨二相成候間、私一人申張り候も我意二当り候間、右評義二随ひ此間御内々入御聴置候義も御断返申上候、然処左之趣承候間難捨置申上候、

一前書申上候諸方へ入札申付候節、全体式十兩程引方可仕趣之処、大島半左衛門の手代淺野岡右衛門と申ものを引方無用ニ致候様二と申候由二付、一同入札断申立候、最初分是非此方江落候と申義見込、大炊頭江如何様懸合候而も、一旦願差出候事故今更引受不申ハ^{（定免方）}と存、又懸り分も一旦御下之書面江承付置事故、容易ニ大炊頭手切被仰渡候様ニ申上も今更出来兼可申、旁丈夫ニ小普請方へ落候と申存念相聞申候、一通二候得ハセ話も多迷惑ニとは可存候、此方へ取申度様子何共難心得、当時潔白之御時節、聊も右体之始末相聞候而ハ甚御外聞ニ拘残念至極奉存候、其上棟梁手ニ附候肝煎と申もの大炊頭屋敷江参り、何か積り之義ニ付談合候趣之風聞も及承申候、依之当時大炊頭手切二成候而ハ内実少々迷惑之筋ニ^{（策方）}共是非無之間、大炊頭手切被仰渡候方後々人口も無之潔白ニ而可宜奉存候、当時少々節之出来候ハ其儘之義、往々咄ニも御修復願候増し入用ハ格別之義杯と申嘲之義必定ニ而、当時ハセ話無之事故家来共も此方へ押懸候へ共、実々氣請如何哉と奉存候、最初安積立候職人も是迄右五重之塔手懸候もの、由ニ候得共、積違も全之偽と相聞候、尤手切ニ致候ハ、積り外し入用も懸り可申候得共、差引同様之義と奉存候、縦入用ハ兎ニも角も於筋合ニ不宜奉存候ニ付、一旦評義候候上を起再評仕候而何れ右之趣伺候存念ニ御座候、右体之義御内慮伺置取扱候も何と^{（身ノ文）}身構ヒ仕候様ニ而奉恐入候得共、御目付方分聡と申出候義之手戻り仕候ハ是又御役柄御外聞ニ拘候間、身分を放れ申上候、何分御賢察奉願

候、以上、

七月

新見長門守

右伊豆守殿江五日上ル

新見長門守が右上申書を提出したのは、五重塔修復工事費の見積などに納得しかねるところがあったからである。それゆえ、工事費の見積が決まるまでの経緯を簡単に紹介することにする。

上申書によれば、小普請方による五重塔修復費用の見積は当初三〇〇両ほどであったらしい。⁽²⁸⁾高額なため、再見積によつて二八〇両に下げさせ、それをさらに値引きさせてようやく二五五両となった。ところが、土井大炊頭手職人にも見積をさせたところ、回答額は小普請方の見積よりもはるかに低い一八〇両であった。

そこで、この手職人に修復御用を任せようとして土井大炊頭家来とその交渉を始めたのであるが、土井大炊頭側は、手職人の見積は誤りで、再見積の結果は二五八両になり、そのうえ追加費用がかかるかも知れないなどと前言を翻すような応答であった。⁽³⁰⁾そこで、手職人と直接交渉し、二五四両二分という見積額で話をまとめようとしたのであるが、それに対し、小普請方が強く反対したのである。作業現場に外の職人が混じるようなことになれば、双方の間がうまくいかず、口論等が発生するかも知れないからだというのがその理由である。⁽³¹⁾

主役である小普請方が反対する以上、新見長門守もこの案は断念したが、なお納得しかねるところがあったらしく、少しでも費用を節減しようと考え、⁽³²⁾改めて諸方へ入札させようとした。だが、最初の見積よりも高額になるとして関係者は再入札に応じようとはしなかった。このような経緯に不正があるのではないかと疑念を抱いていたらしい新見⁽³³⁾

長門守は、つぎに、上野御宮御修復御用懸は五重塔の修復から手を引き、土井大炊頭にさせてはどうかと評議で提案した。この提案は松平伊豆守の内慮を伺ったうえでのことであつたらしい。しかし、土井大炊頭がこれを汲ったこともあり、結局小普請方が担当するということに評議は決した。

新見長門守はこの決定に不満ではあつたが、さりとて一人だけ強硬に反対するのも我意にあたるのではないかと考え、いったんは評議の意向にしたがつた。しかしながら、再入札によつて工事費を節減しようと試みたおりに、業者一同がそれを断つてきたのは、小普請方の大島半左衛門(34)から、入札関係者に対し、値引きしないようにという指示が出されていたからだということを知つたのである。このような小普請方の不正は「難捨置」ことだと考えた新見長門守は、当時「潔白」を重視しているおりながら、このようなことがいささかでも知られば外聞に関わることであるから、のちのち人の口にのぼることもないようにこの問題を再度評議にかけ、小普請方ではなく土井大炊頭方に修復させるようにしたいとし、それについての内慮伺いを老中松平伊豆守に差し出したのである。もつとも、評議で新見長門守の再提案が採用されたかどうかは不明である。⁽³⁵⁾

以上が、当該上申書に述べられている事実経過である。これを繰り返せばつぎのようになる。新見長門守は、五重塔の修復費用を少しでも低く抑えようと、小普請方見積額の引き下げ、低い見積額を出してきた手職人への工事委託、見積額見直しのための再入札の実施、さらには土井大炊頭への工事引き戻しを試みたのであるが、これらの試みは小普請方の反対に遭つていずれも成功しなかつた。しかし、小普請方が再入札を妨害したことを知つて、小普請方が五重塔の修復御用に付け込んで不正を企んでいると考へた新見長門守は、不正を防止するために小普請方には工事をさせず、改めて土井大炊頭にそれをさせようとしたのである。

ここから、新見長門守が上野御宮御修復御用懸として極めて誠実かつ熱心に努力したことがみてとれる。ただ、これに対し、小普請方の不正を直接糺察しようとする姿勢はそれほど強くはないように思われる。当該上申書をみるかぎりでは、老中に対し小普請方の取締りや処罰を求めたという様子はあまり窺われない。確かに、老中に小普請方の非違を告げてはいるが、しかし、これを強権的に抑えようとするのではなく、むしろ正規の手続である上野御宮御修復御用懸の評議を通じて問題の適正化を図ろうとする側面のほうが目立っているように思われる。それは、新見長門守が上野御宮御修復御用懸の一員であったということに由来するのもかも知れない。糺察の官としての目付の動向を検討するうえで、このケースは興味深い事例として注目される。

なお、右で小普請方に対し、非違を正すという姿勢がそれほど強くなかったと述べたが、これをまったく放置していたというわけではなかった。新見長門守は、右史料にでてくる小普請方大畠半左衛門に対して翌寛政九（一七九七）年に別個に調査をおこなっている。⁽³⁷⁾大畠半左衛門が自宅に新たに表長屋などを建てたのであるが、その費用や資材の調達に問題がないかどうか、いい換えれば、上野御宮修復御用に絡んで不正がましい贈物を受け取っていないか、また、修復御用の残木を私的に流用していないかなどを巡っての調査であった。

しかしながら、調査結果は、疑われるような事実はなかったというものであった。すなわち、建築資材は、自己の旧宅の古材を再利用したものか、新規に購入したもので、いずれも出所の明らかなものであり、また、費用も、一昨年の上野本坊修復御用と昨年の上野御宮修復御用の両度にわたる拝領物、およびかねてよりの蓄えにもとづいているとする。

大畠半左衛門がこのような調査をうけたのは、右史料でみたような行動から、大畠半左衛門が新見長門守から疑念

の目でみられていたからであつたのかも知れない。新見長門守が小普請方に対し注意を怠らなかつたらしいことを推測させる事例だといえよう。

三 城内の保守管理に関わる上申書

新見長門守の作事方・小普請方に対する不審・不満は上述のものばかりではなかつた。作事奉行・小普請奉行による江戸城の通常の保守管理に関しても納得のいかないことがあるとして、寛政一〇（一七九八）年九月に三カ条からなる長文の上申書⁽³⁸⁾を提出した。もつとも、差し出し先はこれには記載されておらず、不明である。

【史料三】

改而申上候も事々敷御座候得共、御作事奉行・小普請奉行勤方之義一体難心得義とも御座候、其訳者都而持場之ヶ所々及大破候迄ハ其儘打捨有之候、御城内之義ハ私共一ヶ年三度宛前々より御破損所見廻仕、御破損之ヶ所々主役江相達、其外ニも平生ともニ及見候義ハ都度々達も仕候得共、兎角御取繕出来不仕候、大造成御修復ニ至候而ハ容易ニ難取懸御座候も尤ニ相聞候得共、少々宛輕キ御取繕之早速ニ出来不仕と申ハ有之間敷義ニ御座候、惣而御城内向御番所等表側見付之方ハ譬ハ瓦一枚落候而も難捨置故早速取繕、少損之内都度々相直し候故、一通りニ見渡候而ハ目ニ留候程之御破損も無之候得とも、何方も裏側之分ハ誠に表裏之相違ニ而、表側ハ左のミ御大破ニも相見不申御場所も裏之方ハ以之外之御大破に而、難捨置相見候御場所数多御座候而、中にハ

怪我等も出来可申哉と奉存候程之場所も御座候、勿論向キより裏側ハ日当りも悪敷、北受杯之場所ハ一体損強も其筈ニ御座候得共、向宜敷場所も同様ニ御座候間、全裏側之格段損強ハ手当無之故と奉存候、表側と相位之御損ニ候得ハ大造成御修復ニ不及御場所も、裏側之大破ニ付惣御修復と申様ニ而ハ、表側之保チ能有之候も無詮哉ニ御座候、少損之内手当仕候得ハ保宜敷ハ、表側之大破無之ニ而証拠と奉存候、譬ハ二十年保可申場所も、裏側之大破ニ付十五年ニ而惣御修復と申様にも可相成哉、表側ハ宜敷と申候而も、一体御修復取懸候位ニ候へハ、表側を残し裏側計之御修復と申程にハ表側逆も宜敷ハ無之候得ハ、裏側之大破難捨置と申ニ而御修復ニ成候へ者、何れ惣御修復ニ相成可申候、常々手当も能届候上、最早保兼惣御修復と申ニ候得ハ正道之義に御座候得共、平生之養ひ方不行届ニ而御修復ケ所多相成候ハ御不益之義ニ奉存候、少損之内に手当仕候ハ何程之義ニ可有之、其品限りニ而相済、往々御保方之ためにも相成、実之御益敷と奉存候、尤近頃所々大造成御普請等有之候故、主役方手廻り兼候義も無訳義にハ無之候得共、夫を申立候而ハ地之御用向ハ一向弁不申候、近来廉立候御修復等之節ハ主役も心配いたし、御保方之ため色々模様替杯もいたし、御為筋相見候得とも、夫も物ニ当り候而之義ニ而、平生心を不用様ニ相見候処如何奉存候、平生之義ハ功も不立、聊之養ひ等ハ目にも不留、其上少々宛にてもケ所々故、一ケ年積り候而ハ御入用高ハ嵩ミ可申間、夫々御定金之出方を厭候哉にも奉存候、縦令御定金高を越候とも、実事ニ相当候之様御修復ハ有之度ものニ御座候、

一 中御門大番所并蓮池御厩及大破、去巳年五月中御修復取懸候趣ニ而、仮番所・仮御厩取建候場所私とも迄懸合相済候而取懸候計ニ相成、其後一向沙汰無之、此間御城内見廻之節其儘大破之様子及見候而心附候間、御作事奉行江承候処、右之御修復遅々仕候ハ何も子細無之、全手廻兼候間相延候由、蓮池御厩之義ハ近々にも取懸可

申候得共、中御門之義八年内ニハ取懸兼可申旨申聞候、右者ニケ所とも前書之通去五月取懸可申筈之処是迄相延、此上年内ニも出来不仕、一体去五月可取懸程之大破之義追々相延候而ハ、其持場之向ニ而ハ甚難渋仕候義ニ御座候、見受候而も強風雨坏ニハ怪我等も無覺束奉存候程之義ニ御座候、万一御破損所ニ而怪我等も有之候而ハ、御外聞ハ不及申、公儀之御修作二者甚以有之間敷義ニ奉存候、前ニも^{ケイ、ク、カ}敷申上候通表向計宜敷御座候而、見へ懸り無之とて裏の方ハ怪我も無覺束と申程迄手も附不申候而ハ、誠ニ目前計之事ニ相成、一体之道理不宜、平生勤番仕候者之難義にも御構無之ニ相当り、乍恐御趣意も不行屈筋ニ而何共奉恐入候義御座候、私共年ニ三度御城内不殘見廻仕、御破損之分例之通書面ニ而申上、主役江も夫々同様相達候処、何ケ度見廻候而も大破之場所ニ手も附不申候てハ、御目付見廻候も誠ニ御規定一通ニ而何之詮も無之義御座候、ケ様申上候而ハ私とも意を立候様にも相聞候へとも、畢竟御目付之御役意失ひ候処奉恐入候、其上下々迷惑仕候ニ付而ハ、乍恐上之御噂をも申上候様ニ自然と相成申候、縦令ケ所々ニ有之候とも御城内之義其御場所柄さへ右之通故、端々ハ如何哉と奉存候、

一西桔橋朽腐之義ハ小普請奉行江申達、仮養ひハ先出来仕候、委細ハ此間申上候通り之義ニ御座候、外々之品とハ違殊ニ平生通御之御場所にて、桔橋揚節ハ小普請方時々手懸候間、下之丈夫・不丈夫ハ入念兼而弁居可申候処、一向存不申候ハ余り等閑成義ニ奉存候、

右等之趣ニ而主役方之心入一体難心得御座候、下役之者ともも大造成御普請等江懸候ハ勤張合も有之、功も見候間、人々好所ニ御座候、殊ニ取廻し御用立候者ハ、奉行も先其方へ懸ケ候様ニ相成候、此義者無余儀筋ニ御座候得共、右故残り地之御用勤候ものハ人数のミと申様ニ相成、何方も是ハ同様ニ而、当時ハ私とも支配向も

所々御用除多、地之御用相動候ものハ手薄成方ニ而心痛仕候義とも御座候、人々寄を好候ハ人情ニ而、勤向之内ニも別御用ハ人々相好、地之御用ハ不^{ヨメズ}勤功も目ニ不立事故いつとなく形而已ニ相成、精入候義も薄相成候哉ニ御座候、乍去都而之義平常不^{ヨメズ}処に意味も有之、却而実意之御奉公ハ有之哉ニ奉存候、然迂遠成事故先ハ目前之利ニ走り候ハ今日之常ニ御座候、少も才氣有之、利口ニ取廻し候もの程右之通御座候、依之奉行・頭役之ものハ此所ニ心を用ひ、常々下を教諭引立候様いたし度ものニ奉存候、下々不行届事有之ハ、全上たるもの、越度ニ相違無之難逃所ニ御座候、御勘定所抔之振合及承候処、^{下カ}御勘定所江相詰、年中之出入御勘定取調候ものハ骨折格別之由ニ御座候へ共、地之御用衆目ニも不留、奉行之前江出候も稀ニ而、組頭手合仕候而已之由、名前さへ奉行ハ覚不申程ニ而誠ニ陰ニ而骨折候由、右故取廻し候ものハ早右之場所拔候様手段仕候由ニ及承申候、彼是愚蒙のすしとも申上置候、已上、

九月

新見長門守は、右上申書の第一条で、作事奉行・小普請奉行は、各持場に破損箇所があつても大破になるまで放置しているということを批判する。つまり、両奉行の職務である江戸城の維持・補修が適切におこなわれておらず、はなはだ杜撰であるというのである。目付は年に三回江戸城の破損の有無について見廻りをし、破損箇所があれば主役の両奉行にそのことを達し、また、それ以外にも気づいたおりおりに通達しているが、³⁹そのような指摘に対して迅速な対応がみられないとする。大修理が必要な場合であればすぐに処置がとられないのもやむをえないが、わずかな取り繕いですら放置されているのは怠慢ではないかと批判するのである。

そして、補修の放置という状態は建物の裏側のあまり人目につかない場所において著しいという。建物の表側には破損はないようにみえるところでも、裏側に大きな破損があるという場所は多くみつかるが、これは表側はそれなりに手入れして外見を取り繕っているものの、裏側は手抜きしているからではないかとみているのである。⁽⁴⁰⁾しかし、このように裏側の補修をないがしろにし、地道な手当を怠れば、想定よりも早く大規模な修復工事が必要となるのであって、長い目でみれば結局損失が大きくなると警告する。

新見長門守は、作事奉行・小普請奉行が常日頃補修にさほど心を用いていないのは、平生の業務を怠りなく処理しても功績にはならないからであり、さらにそればかりではなく、破損箇所を逐一補修すれば費用が高み予算を超えることになり、それを厭っているからであるとみる。新見長門守は、これに対し、必要な補修はたとえ予算を超えても早めにすべきで、それにより費用も多からず工事も簡単に済むうえ、保全のうえでも効率が高く、真の利益につながるかと主張するのである。

以上が当該上申書の第一条の内容であるが、新見長門守は、その第二条で、中御門大番所と蓮池御厩の修復工事の遅れを糺弾する。この二カ所の補修に関してはすでに昨年五月中に工事に取りかかる予定で、目付方と打合せも済み、工事に着手するばかりとなっていたらしい。しかし、その後音沙汰なくそのまま放置されているので、新見長門守は作事奉行の様子を尋ねたのである。それに対する回答は、工事開始の遅れにとくに子細があるわけではなく、ただ手が廻りかねているだけで、このうち蓮池御厩のほうは近々取りかかるが、中御門大番所のほうは年内に工事を始めるのは難しいというものであった。

この回答に接した新見長門守は、これらは大破の場所であり、工事がこのようにたびたび延期されるようでは、そ

こに勤める役人は難渋を強いられることになるばかりか、強い風雨のときなど怪我人が出ることも予想されるのであるが、そのようなことは外聞にも関わり、公儀にとつてあつてはならないことである、そもそも怪我人が出るかも知れない状態まで放置しているのは勤番の役人の難儀を軽視しているということになり、それは上のご趣意に反することとで恐れ多いことだと問題点を指摘し、そして、このような破損箇所⁽⁴⁾の放置、工事の遅れは公儀の權威を失墜させるものだとして強く批判するのである。

さらに、新見長門守は、目付方が破損箇所を作事奉行・小普請奉行へ通達しているにも拘わらず、大破の場所が補修もされないままいつまでも放置されているようでは、いくら目付が見廻りをしてもらってもそれは形だけで何の意味もなく、このままでは目付の役意を失うことになってしまうと、目付がないがしろにされていることの不当さも訴えるのである。

これらに加え、当該上申書の第三条で新見長門守は、奉行らによる部下の管理の在り方についても改善が必要ではないかという。たとえば、桔橋の管理にあたる小普請方の下役人には職務怠慢ともいえる様子がみられるが、これも主役方の心構えに問題があるのではないかとする。

新見長門守は、そもそも役人は大規模な普請工事などやりがいがあり、功績にもつながる仕事を好むものであつて、奉行も役に立つ人物を優先してそれらに用いているが、その結果、他の仕事を割り当てられた役人は熱意に欠けるようになっていると述べる。そのうえで、しかしながら通常の仕事を遺漏なく処理することのほうがむしろ重要で、これこそが実意のあるご奉公だと強調し、奉行や頭役はこれらに注意して常々下役を教諭し引き立てるようにすべきではないかというふうに自説を述べたのである。⁽⁴²⁾

四 出来栄見分の人選に関わる上申書

以上、作事方・小普請方の仕事に関する上申書を三点紹介した。最後にそれとはやや性格が異なるが、寛政一〇（二七九八）年五月に若年寄堀田撰津守へ提出された、日光御宮・御霊屋補修工事の出来栄見分をおこなう役人の選任をめぐる上申書⁽⁴³⁾を紹介する。当該上申書は内容を異にする三カ条からなるが、つぎに紹介するのはそのうちの第二条である。⁽⁴⁴⁾

【史料四】

一 此度日光御宮御霊屋其外御修復出来栄見分之義、右御修復御用相勤候者共江被仰付候、此義如何様之御趣意御座候哉、其程も不奉存申上候も如何敷御座候得共、都而出来栄見分被仰付候ハ御締之一と奉存候、左候得者、見分仕候者ハ余人ニ無之候而ハ其訳も難相立候哉、尤見分無之由も御用相勤候者とも籠略ニ可仕様ハ無之、御修復中も夫々懸り之内ニも立合有之、於其所御手薄成筋ハ元来無之候、都而平常何方之御修復ニ而も出来栄見分者余人江被仰付、殊ニ重立候御場所ハ、出来栄見分被仰付候上御懸り之御方々御一覽も有之、近クハ増上寺十四日之御霊屋、上野御宮并西丸御修復等之節も皆御同様ニ御座候、申さは御老中方又者御同列様方御覽被成候得ハ、外ニ見分仕候者無之とても可宜義ニ御座候処、前以出来栄見分改り余人江被仰付候ハ御作法之一ツ、則御取締之義と奉存候、然処此度日光御修復出来栄見分懸り之者江被仰付候義、如何様之御趣意ニ候哉、御場

所柄を申さは上も無之義、畢竟夫故御莊嚴等も格別結構被仰付、被為入御念候御義と奉存候、右二見合候得ハ、出来栄見分も改り別而嚴重二可被仰付義二哉と奉存候処、此度之御振合ハ先御略之形二相見候、曾而御略之詔二者無之、外二御趣意之可有之義二者可有御座候得共、下よりハ難相分、愚存二落着不仕候、右体之義申上候も如何敷御座候得とも、一体之心得二相成候間、不苦筋二候ハ、相伺置申度奉存候、

江戸幕府には出来栄見分とよばれる制度があつた。これは、普請工事などが完了した際に、その出来具合を点検する制度である。ところで、幕府は、寛政九（一七九七）年に始めた日光御宮・御霊屋の補修工事の出来栄見分に、修復御用を勤めた役人をあてたらしい。⁽⁴⁵⁾ それに対し、新見長門守は、右上申書で、このような人選は不適切ではないかと指摘したのである。なぜなら、工事担当者が成否を点検し、ときにはその外に老中・若年寄が出来具合を点検することもあるが、そのような場合でも出来栄見分を別途おこなわせているのは、工事の取締りのために外ならず、そうであれば、出来栄見分を担当するのは当該工事担当者以外の人間でなければならぬはずだといふのである。

そのうえで、日光御宮・御霊屋はとりわけ重要な場所柄であり、しかも、今回の補修には幕府も格別に力を入れてるのであるから、それにあわせて出来栄見分もとくに厳密におこなう必要があると思われるが、それにも拘わらず工事担当者に命じており、出来栄見分をあたかも簡略におこなおうとしているかのようにみえる、もちろんこのような人選となつたのは簡略に済まそうとしたわけではなく、それなりに何か理由があつたことだと考えられるが、下からはそれがどうしてなのか理解しづらいので、できればその理由を伺いたいと質問したのである。

出来栄見分の人選が不適切だといふ新見長門守の指摘は極めて妥当なもので、正論だといえよう。当該事例におい

てこのような人選がおこなわれた理由は不明であるが、この案件は、老中・若年寄の不適切な措置に対しても目付が堂々と糺弾していたという例として注目される。

おわりに

以上、新見長門守が提出した管繕工事に関わる上申書を四点紹介した。それらをまとめると以下のようなだろう。すなわち、第一の上申書では、職人の作業時間が規定通りでないこと、書面の人数と実際に働いている人数とが一致しないこと、そればかりでなく、臨時御用として用いられている職人に通常予算ですべき仕事をさせていること、上野御宮別当が何かにつけ神慮を持ち出し過剰ともいえる普請を要求してくることなどが指摘されている。

第二の上申書では、土井大炊頭家献備の五重塔の修復御用に関し、費用が多めに見積もられるなど小普請方に不正がましい点がみられ、それを是正するため入札のやり直しをしようとしても小普請方が業者に圧力をかけて妨害していることを訴え、工事担当の変更が必要であるとする。

第三の上申書では、江戸城内の破損箇所を目付が作事奉行・小普請奉行に連絡しても補修されずに放置されていること、建物の裏側など目立たない箇所の保守管理に手抜きがみられ、そのため大規模な補修工事が早くに必要となつて幕府にとっては大きな損失となるであろうこと、中御門御番所・蓮池御厩の工事の遅れは重大な事故発生の危険性があるなど問題が多いこと、日常業務に関し下役人に怠慢な様子が見受けられること、そのような下役人の執務態度が生じるのも、上に立つ奉行の人事管理が適切ではないからであり、これを改める必要があるということなどが述べ

られている。

第四の上申書では、日光御宮・御霊屋の出来栄見分役に工事を担当した役人が任命されたが、これでは客観的な立場から工事の出来具合を検査するという制度の趣旨にあわないのではないかとする。

以上が各上申書の要約である。これらの上申書から、新見長門守が非違糺察の官として老中・若年寄にどのようなことを上申していたかを具体的に知ることができた。第一の上申書で実際に働いていた職人・人足の数と帳簿上の人数との食い違いを糺弾した例、「上野御宮御修復御用懸」用の職人・人足が、「小普請方定式」で処理されなければならぬ仕事に流用されたことを指弾した件などからは、細事についてもよく目配りをし注意を怠らなかつたことがわかる。そればかりでなく、権威にひるむことなく糺弾を加えていたことも明らかとなつた。第一の上申書で上野御宮別当行蔵院の「神慮」を持ち出し要求を通そうとする姿勢を批判しているが、そればかりでなく、第四の上申書では、幕閣の決めたことについても不適切だということを一直接的には糺弾ではなく、質問の形式ではあるが一面と向かつて述べている。これは、非違糺察の官としての目付の立場を老中・若年寄に対しても貫いていたということの例証であるといえよう。⁽⁴⁶⁾この点はとくに注目してよいと思われる。

上申書には多くの非違が指摘されている。そのうち、上野御宮修復御用の職人・人足が流用された事例では、新見長門守は直接当事者を糺弾しているが、その反面、実際の人足より多い数を書面に記して出していた棟梁に対し、とくにそうした取締りをおこなつた形跡は上申書にはみられない。その場で正さず、老中・若年寄へ上申する場合⁽⁴⁷⁾と、その場で正す場合⁽⁴⁸⁾の両方が当然あつたのであろう。ただ、これに関し、どのような基準で使い分けられたのかはまだ検討しておらず、よくわからない。

新見長門守が非違の有無を細かく観察していたと述べたが、本稿で紹介した上申書を読むと、その一方で、目付の指弾がときにないがしろにされているのではないかと疑われるような事例が少なからずみられる。それゆえ、そのことも指摘しておく必要がある。たとえば、第一の上申書を見ると、作業を規則通りの時刻に開始するよう注意を与えても改善されなかったし、また、職人・人足が別の仕事に流用された件でも、新見長門守が注意を与えたにも拘わらず同じことが繰り返されている⁽⁴⁹⁾。第二の上申書の、小普請方大畠半左衛門が新見長門守の意向に反し経費節減に非協力的であった態度もこれに含められよう。第三の上申書の事例では、城内の破損箇所を指摘しても修繕されないままであった⁽⁵⁰⁾。

これらの事例からは、目付が指弾したとしても、それが常にそのまま諸役人に受け入れられ、態度が改められたというわけではないことが窺われる。これまで目付には権勢があったといわれてきたが⁽⁵¹⁾、しかし、実態としては目付の制止が単純には通用しない場面もあったらしいことがこれらから想像されるのである。目付の糺察機能が実際のところどのようなものであったのかということについては、事実在即してさらに検討される必要があるといえよう。

それでは、新見長門守の上申書は老中・若年寄に提出されたあと、どのように取り扱われたのであろうか。つまり、これらの上申に応じてなにか具体的な対策が講じられたのであろうか⁽⁵²⁾。このことは目付上申書の意義を考えるうえで重要な事柄である⁽⁵³⁾。しかしながら、本稿で取り上げた上申書の場合、いずれもその後の対応についての記述がなく、上申書が政治に何らかの影響を及ぼしたかどうかを明らかにすることはできなかった。この問題も今後に残された課題である。

本稿は、非違糺察官としての目付が実際にどのような機能していたのかについて史料をあげ、具体的に検討した。

これにより、その実態の一斑を紹介することができた。また、幕府の営繕工事の在り方にはいろいろと問題が孕まれていたらしいことも明らかにした。しかし、本稿で扱ったのは、新見長門守ただ一人の、それも普請工事にまつわる寛政八（二七九六）年～一〇（二七九八）年までの上申書だけである。さらに多くの事例を収集して分析することが望まれる。また、老中・若年寄に提出されたこれらの上申書が幕府の政治・行政にどのような影響を及ぼしたかというもつとも肝腎なところは史料不足のため解明できず、⁽³⁴⁾非違糾察の官としての目付の全貌解明にはほど遠いものとなつてしまった。上述のように残された課題ははなはだ多いといわざるを得ないが、現在の筆者にはただちにこれに答えるだけの用意はない。これらを今後の課題とし、ひとまず本稿の筆を擱くことにする。

- (1) 小中村清矩氏は、「諸政務に於て干渉せざる事少ければ、最も権力ありて且つ才幹を要せり」とする（『官職制度沿革史』二五九頁）。目付はその後遠国奉行などへと出世することが多く、ときには町奉行へ直接昇進する者もいた。これについては近松鴻二「目付の基礎的研究」（『旧幕府』一卷一号）。
- (2) 木村芥舟「旧幕監察の動向」（『旧幕府』一卷一号）。
- (3) 松平太郎「江戸時代制度の研究」（『新人物往来社版』）。
- (4) 寺島莊二「江戸時代御目付の生活」。
- (5) 近松前掲論文。
- (6) 水谷三公「江戸の役人事情―「よしの冊子」の世界―」。
- (7) 荒木裕行「江戸幕府目付の職掌について」（藤田覚編『近世法の再検討』）。
- (8) 辻まゆみ「目付日記解題―宝暦～寛政期における目付の職務―」（『東京都公文書館研究紀要』二二）。
- (9) 目付研究については、近松前掲論文、一一三頁、荒木前掲論文、一一九・二〇頁など参照。
- (10) 目付研究の不十分さを指摘したものととして、荒木前掲論文、一二〇頁、拙稿「目付に関する若干の史料紹介」（『法学新報』

一三卷一・一二号、四七六頁）など参照。

(11) 『旧事諮問録』(岩波文庫版) (上、二四八頁) には、「さようです。評定旨をするので」という目付を経験した山口泉処氏の証言が載せられている。

(12) 寛政一〇(一七九八)年四月より翌年一〇月にかけて目付の評議にかけられた事項で判明するものを表にして紹介した(前掲拙稿「目付に関する若干の史料紹介」五〇三・四頁)。また、その際、勘定奉行から提出された御徒押格御普請役元々という職階の新設伺いが目付の評議に付されたこと、評議の結果意見が分かれ、両論併記の形で答申されたこと、両論のうち多数意見ではなく少数意見が採択されたことを紹介した(同上、五〇一・二頁)。

(13) 木村前掲論文、六八頁、松平前掲書、七六七頁、笹間良彦『江戸幕府役職集成』(増補版) 三五三頁、小中村前掲書、二五八頁など参照。「監察故談」・「遠山日記」という目付が記した史料を用いて目付の職掌を検討した荒木氏は、「目付は、自らの基本的な職掌を幕府役人への監察であると捉えていた」と述べられている(前掲論文、一三八頁。なお、同上、一二〇・二頁参照)。

(14) 荒木氏は、江戸城内の儀式の場において目付が監察官としてどのように働いていたかを詳細に述べておられる(同上、二八・三二頁)。なお、寛政九(一七九七)年九月に新見長門守は「諸大名殿中其外二而作法不宜義」に関し上申書を老中戸田采女正に提出し、そのなかで、「高咄・高笑等之御沙汰も毎度有之、私共成丈制」しているが、その世話も「行届不申候」と述べている(後掲「密々自分申上候留」)。作法を保たせるのに手を焼いている様子が窺われる。

(15) 『町方掛自分申上候留』には「壹」、「密々自分申上候留」には「参」の番号が記載されている。したがってこの両史料の外にも同種の史料が少なくとも一冊あったのではないかということが想定されるが未見である(拙稿「目付の上申書―寛政幕府制度瞥見―」(『中央大学百周年記念論文集(法学部)』四三一頁)。

(16) 新見長門守については、前掲拙稿「目付に関する若干の史料紹介」四七七・九頁参照。

(17) 『町方掛自分申上候留』・『密々自分申上候留』には、上申書のほか、老中・若年寄に命ぜられた風聞探索の報告書なども収められている。なお、両史料に載せられている上申書・報告書の概要については、前掲拙稿「目付に関する若干の史料紹介」四八四・五頁所載表二一・二参照。これらのなかには、寛政八(一七九六)年三月一四日に老中格本多弾正大弼より「米屋(美濃屋久兵衛)江戸払之一件」を探るよう命じられ(拙稿「資料 町方掛り勤方留」(『法学新報』九七巻九・一〇号、二〇三頁)、

探索をおこなった際の報告書もある。これは、追放刑をうけた人物のその後の足取りについて調査したものであるが、その意味で珍しい例であるといえよう。

- (18) これについては拙稿「江戸幕府目付の評定番について」(『立命館法学』三三三・三三四号) 参照。
- (19) これについては拙稿「寛政改革期における町方取締りと目付の『町方掛り』について」(『法学』四二巻三号) 参照。
- (20) これについては前掲拙稿「目付の上申書」参照。
- (21) 営繕工事を担当する部署のひとつである作事奉行が、その就任時におこなう役人誓詞には、「御用二掛り候面々、并町人職人其外何方々も、金銀米銭衣類諸道具酒肴等、一切受用仕間敷候、尤馳走ケ間敷儀も請申間敷候、此段妻子召仕之者二も、堅可申付事」とあり(『古事類苑』官位部三、六三三頁)、幕府も役人と業者の癒着に神経を使っていたことが知られる。
- (22) 前掲拙稿「目付に関する若干の史料紹介」四八一頁、「柳営補任」三(『大日本近世史料』一一二頁)。もともと『統徳川実紀』(『新訂増補国史大系』)当日条には上野御宮御修復御用懸拜命のことは載せられていない(一篇、三二四頁)。また、寛政八(一七九六)年二月二十八日に小普請奉行松平舎人が「東叡山御宮御修築の事」を命じられている(同上、一篇、三〇九頁)が、この事業の発足の日付ははっきりしない。なお、新見長門守は前年一〇月より町方掛に就いており、上野御宮御修復御用懸との両立が困難であると考え、町方掛の辞退を願いだが慰留された(前掲拙稿「寛政改革期における町方取締りと目付の『町方掛り』について」一一三頁)。
- (23) 『町方掛自分申上候留』。
- (24) 長年の慣行を改めるのは極めて難しいということかも知れない。
- (25) ただし、現在の様子では格別問題にならないであろうとも述べている。
- (26) 『町方掛自分申上候留』。
- (27) 上申書によれば、この五重塔の修復工事は本来大炊頭が負担すべきものであったらしい。
- (28) 虫食いで正確に判読できない。三〇〇両という数値は推定である。
- (29) 手職人を御修復懸へ受け取り、小普請方配下として仕事をさせれば何も支障はないと考えてのことである。
- (30) 当該上申書で、棟梁の配下の肝煎が土井大炊頭屋敷へ行き、小普請方と土井家側とで何か談合したらしいという風聞がある」と新見長門守は述べている。土井家側の回答には、このような小普請方の働きかけがあったかも知れない。なお、見積に

誤りがあつたとしたことも、まったくの偽りだと噂されているとも述べている。

(31) これは、仕事を他に取られないための口実であるかも知れない。

(32) 新見長門守は、入札のやり直しをすればおよそ二〇両の値引きができるの見込んでいた。

(33) 当該上申書で「最初小普請方見込、是非此方へ積り高二而も手二入候間引方不致趣相聞、内実之処不宜聞、風聞承候処、別紙之趣旁如何」と述べられている。文意が明瞭ではないが、新見長門守が不審を抱いている様子が窺われる。

(34) 大島半左衛門は天明九(寛政元)(一七八九)年一月に徒目付から小普請方に移り、享和二(一八〇二)年四月には弘方金奉行へ昇進した人物である(「柳宮補任」二、一〇〇頁、同上、四、二六六頁)。

(35) 評議が再度開かれたかどうか、また、そこで新見長門守の提案が承認されたかどうかは不明である。小普請方の抵抗は十分に予想されるであろう。

(36) こうしたことは長年の慣行であつたかも知れない。もつとも、そうだとすれば、これまでの目付がこの問題にどのように取り組んできたのが問われることになる。

(37) 『密々自分申上候留』。

(38) 同右。

(39) 『柳間寄合申上合帳』(東北大学附属図書館狩野文庫所蔵新見記録)に載せられた天明七(一七八七)年七月二四日「申合」には、つぎのような一条がある(拙稿「江戸幕府目付に関する一考察―誓詞制度・柳之間寄合制度―」(『法学新報』九一卷八・九・一〇号、一五八頁)。

一 御城内外共三五八見廻り之節、御破損所之分申上候得共、其外二も御破損所見請候ハ、其筋々江申達、又者申上候様可致事、

但、御殿向御掃除等不行届様存候、御為不宜候間、月番同役折々見廻、御同朋頭御数寄屋頭江申談候上二も不掃除之義も候ハ、可申上候事、

右史料にある「三五八見廻り」とは当該上申書に出てくる年三回の見廻りのことではないかと思われるが、それはともかく、このような重要な申合のなかに取り上げられているほどであるから、城内破損箇所点検は目付にとって重要な任務と位置づけられていたであろうことがわかる。おそらく、他の目付も破損の指摘をこれまでもしていたであろう。ちなみに、当該

上申書後段によれば、年三回の見廻りの結果は老中あるいは若年寄へも書面で報告されていた。幕閣もこうした状況をすでに十分に把握していたと考えざるをえない。それに対する幕閣の対応も検討されなければならないであろう。

(40) 新見長門守は、裏側の損壊がとくに強いのは手当しないからだと述べる。

(41) このような状態まで放置されるようでは、下々にとつてはなほだしい迷惑となり、上のことを悪く噂するようになるであろうと新見長門守は述べ、人心が離れ政治の基盤が揺らぐことを重視している。また、城内の御場所柄ですらこのような状況であるから、その他の場所ではいかにばかりかと述べている。

(42) 新見長門守は、このような状態は勘定奉行所にもみられることだとする。なお、新見長門守は、これに先立つ寛政九（一七九七）年に「諸頭支配勤方之義申上候事」とする上申書を提出している（『密々自分申上候留』）。そのなかで、新見長門守は、頭・支配の配下に対する世話の有り様は些末なことにこだわるばかりであるが、そうではなく、「其職分之元を不忘心懸勤候様教諭いたし、其余ハ人々心次第二いたし、若キもの杯元氣成義ハ随分宜、只筋悪敷義、武之瑕瑾ニ成候筋ハ嚴敷礼、少々過失位ハ障ニも不相成事故、寛大二いたし度ものと奉存候」とも述べている。

(43) 『密々自分申上候留』。

(44) 当該上申書の第一条は、「上下人氣和不申」、つまり、上下の意思疎通がそれほど円滑にはおこなわれていないという状況を指摘し、「上下之情相通不申候而ハ」不都合が生じるから「上之義ハ可成品者随分無滞明白ニ上之御趣意下江通し、下之情も能通り候様」すべきで、それにより「実意之御奉公仕候者も多出来候様可相成候」という意見を述べたものである。

また、第三条は、武芸の奨励によりこれを嗜むものが多くなっているが、「真武之筋」は薄く、「鎗場之御用」に立つとは思えないものもみられるから、「真武之筋」を引き立てような工夫が必要であると提案したものである。

(45) 作事奉行井上美濃守・日光奉行太田志摩守・目付森川主膳・使番水井伊織・勘定吟味役肥田十郎兵衛が日光御宮靈廟修復普請を命じられ、勘定奉行間宮筑前守も江戸でこのことを扱うよう指示された（『続徳川実紀』一篇、三〇八頁）。老中松平伊豆守は惣督を命ぜられた（同上、三〇六頁）。ただ、誰が出来栄見分役に任命されたかについては不明である。なお、修営担当者は、人事異動にともない勘定奉行・日光奉行が当初と入れ替わってはいるが、工事の無事終了につき寛政一〇（一七九八）年六月二二日褒賞されている（同上、三八二頁）。

(46) 目付が就任にあたっておこなう評定所での役人誓詞には、「万一老中之儀たりといふとも言上可致事」という文言が入って

いた（前掲拙稿「江戸幕府目付に関する一考察」一三九頁）。老中・若年寄の施政を批判した実例はあまり知られていないゆえ、これは貴重な例といえよう。

なお、山口泉処氏は、「目付ばかりは折節御前へ出ます」とはするものの、その一方で、「すべて目付が意見のあるときは、老中に言うのですか」という質問に「さよう、御老中なり御年寄なりに言うのです。直ちに將軍へ申し上げることはありませぬ」と答えている（『旧事諮問録』上、二三三・四頁）。これに対し、小俣景徳氏は、「何か目付が気が付いたことがあって、意見を持ち出すときは誰へ持ち出しますか」という質問に、「目付は若年寄の支配でありますけれども、老中へ直ぐに持ち出すのであります。事に依ると、目付は將軍へ直ちに申し上げることがあります。他の者は、將軍へはめつたに申し上げることなどはできませんが、目付はできたのであります」と答えている（同上、一五〇頁）。両者の証言には差異が認められるが、目付と將軍との関係については未検討である。

(47) 『旧事諮問録』（上、二三三頁）には、評定所三奉行の執務に関し、不都合だということをもその席で直ちに言うのですか、または上へ申し上げてから言うのですかという質問に、「上へ申し上げる権があるのです。吟味の席で言うのではありませぬ」と答えている。なお、前掲拙稿「江戸幕府目付の評定番について」一三三三頁以下参照。

(48) 田沼左衛門佐が規定に反して拝領品を着用していることに気づいた目付森川主膳が、その場で着替えさせたという例がある（前掲拙稿「目付に関する若干の史料紹介」四八七頁）。

(49) 小普請方も謝罪はしているから、目付がまったく無視されたというわけではもちろんない。

(50) 第三の上申書では、目付の糺察が軽視されていることを問題視している。

(51) 木村芥舟氏は目付につき「將軍家の目代として政事の得失衆官の正邪を糾察して頗る権勢あり」と述べている（前掲論文、六八頁）。また、山口泉処氏も、目付のことを「皆怖れておりました」と答えている（『旧事諮問録』上、二四五頁）。

(52) 目付の意見を採択するか否かはいうまでもなく幕閣の裁量に属する。目付の意見が取り上げられないことも当然あり得ることである。

(53) 目付の上申の何が採択され、何が採択されなかったかを知ることとは目付が実際にどのような役割を果たしていたのかを考えるうえで重要である。同時に目付の意見が政策に反映されない場合の理由も考えなければならぬことであろう。

(54) 新見長門守が指弾したことも一因となって評定所における三奉行に対し取締令が出された可能性があることについては、

前掲拙稿「江戸幕府目付の評定番について」一三三三頁以下参照。

〔付記〕

本稿は二〇一三年度中央大学特別研究期間制度の成果の一部である。